

平成二十五年十月十日発行
皇學館論叢第四十六卷第五号
抜刷

白河院神社御幸の運営体制

平
泉
紀
房

皇學館論叢 第四十六卷第五号
平成二十五年十月十日

白河院神社御幸の運営体制

平 泉 紀 房

□ 要 旨

行事成立以来、密儀ないしは遊興の中に執り行われてきた上皇の神社御幸は院政期に入り突如として准行幸化を遂げる。行事の次第には天皇の行幸儀が用いられ、行列には衛府が供奉し、後朝儀には勅使が差遣された。かくして行事は国家儀礼の様相を呈するも、その運営母体については長く不透明とされてきた。故に本稿では白河院政下に催行された神社御幸を中心にその運営体制について検証を進め、結果、以下の事を明らかにした。①祭儀を公祭たらしめた一員供奉・勅使差遣は院序より外記を介して要請された。②御幸行事官及び祭儀の所役は全て院司がこれを担当した。③御幸用途は多く院司受領がこれを負担し、舞人装束に限っては公卿らの奉仕により賄われた。以上の如くすれば、神社御幸が院の私的行事であることを前提としながらも、祭儀当日には国家儀礼として催行された事実が認められよう。

□ キーワード

白河院政 神社御幸 神社行幸 院司行事 院司受領

はじめに

御幸とは上皇・法皇及び女院の出行について、天皇の行幸と区別して用いられる語である。^①したがって表題に掲げる神社御幸とは上皇らによる神社参詣を指す。承平・天慶の乱鎮圧の報賽を契機に、その創始を迎える天皇神社行幸については、これまで主に天皇祭祀の特質を明らかにすることを目的として研究が進められてきた。岡田莊司氏は「神社行幸の成立」^②において、天慶五年（九四二）朱雀天皇による賀茂行幸を以て本行事の初例とし、円融朝・一条朝等を経て行幸先となる神社が漸次定められ、後三条朝に行幸先十社が確立して以後、天皇の代始儀式として継承されるという神社行幸の大綱を明らかにされた。その上で本行事の特質について次のように述べられている。まず神社行幸は天皇の執り行う他の諸祭祀に比べて略儀が用いられた、天皇の私に属する「御願」祭祀であるという。そして各神社に行幸しても天皇自身は社頭に詣でることにはないという事実を踏まえて、天皇の親祭は神今食と新嘗祭のみであり、そこでは天皇の親祭対象は天照大神に限られるという根本観念が貫かれていたと指摘された。^③

また岡田氏は、神社御幸については次のように述べられる。

院政期に入ると、「公家」の地位に囚われない自由の立場にある治天の君たる院（上皇）が自らの信仰的営みにより、靈験のある社に祈願する神社御幸が盛んになる（日吉御幸・熊野御幸など）。上皇の御拝は直接神前に詣でることができ、神社行幸のような制限はなかった。しかも御幸の行き先がかなり自由に選べ、自らの系統につながる皇位継承の祈願など、上皇個人の皇統を護持するための祈願・報賽が中心となった。

ここで岡田莊司氏は神社行幸との比較から、神社御幸の自由さというものを強調された。また嵯峨井建氏は「社寺行

幸と天皇の儀礼空間⁽⁴⁾」に於いて、天皇神社行幸と上皇神社御幸の祭儀の比較を試みている。嵯峨井氏は神社御幸に際しては上皇が神域に参入し、かつ神前での仏事を可能としていた事を明らかにし、その理由を退位に伴う立場の変化に求められている。天照大神を祭祀する天皇は、王権の中心であり、他氏族の神を祭祀することは〈おおよけ性〉の喪失に繋がるがために、神社行幸に臨んで天皇が神前に拝することは無かつたという。それが退位して上皇となるや、諸神に対する〈おおよけ性〉のタブーから解放され、神拝・仏事が可能になると指摘された⁽⁵⁾。

これらの研究により、数多くの制約を受けながら神社へと参詣する天皇と、その立場から脱し自由な参詣を可能とした上皇の姿が描き出された。しかし神社御幸に対する見解は、天皇神社行幸との比較検討という文脈の中において導き出された評価であり、その自由さが殊更に強調されている点にはなおも注意される必要がある。とくに御幸行事の儀式運営など、実態面における研究はまだまだ不十分である。ゆえに本稿の目標とするところ、まず一つには行事の実態解明にある。とくに神社御幸の式次第成立時期と考えられる白河院政期に注目し、その祭儀及び運営体制について検討したい⁽⁶⁾。そして二つ目の課題は行事の目的解明である。白河院神社御幸の動機について、告文から祈願内容を読み解き、御幸の行われた背景を明らかにすることを目標とする。以上の作業を通じて、院政期における神社御幸についての再評価を試みるのが本稿のねらいである。

一、神社御幸の准行幸化

寛治四年（一〇九〇）十一月二十九日、白河院は娘の媞子内親王（のちの郁芳門院）を伴い、讓位後初度の石清水御幸に臨む。このときの御幸について『石清水皇年代記』寛治四年条には「十一月廿九日、白河院并前齋宮御幸、

被_レ准「行幸」とみえ、白河院の石清水御幸が天皇神社行幸に準じた形で催されていた事が知られる。天皇神社行幸になぞらえた御幸儀が如何なるものであったか、まずはその具体的な儀式次第を、当時御幸に供奉していた大江匡房の『江家次第』「石清水御幸儀寛治四年」から確認していくこととしよう。

さて、御幸儀によると行事当日（二十九日）にはまず「御所儀」が行われるという。貴族らは院御所へと参集し、定刻（午刻）に白河院が出御すると南庭にて舞人・陪従らに挿頭花が与えられ、歌舞（求子）が披露される。⁽⁷⁾ 歌舞を終えると東門より御幣・神宝・神馬等を捧げ持つ人々が列を組んで入り、南庭を経て西門から出る「神宝渡儀」が催される。⁽⁸⁾ 神馬等が西門をくぐると白河院は御車に移り、院の乗車を見届けた貴族らが西門より外に出て騎乗すると、一行は列を組んで男山へと向かう。

酉刻に男山に到着すると、麓の宿院にて御禊が行われる。大麻・御贖物を用いて白河院の身を祓い清めたのち、御幣を先頭に掲げて一行は男山を登り本宮へと向かう。社頭では神前に神宝を供え、白河院は舞殿に進んで手ずから御幣を奉り、両段再拜の作法をもって神を拝する。⁽⁹⁾ 次いで石清水の社司は返祝詞の奏上をもって上皇の神拝に応じる。以上の所作を終えると舞殿にて舞人・陪従らの歌舞（東遊）及び雅楽寮の演奏が奉納される。続く導師・宮僧らによる御経供養・御誦経を終えると、それぞれに勲賞・賜祿がなされ、その後下山して各自宿所へと引き揚げる。

翌朝（三十日）貴族らは再び社頭に参集し、神前において舞人・陪従らによる片舞（求子）が披露されると、勅使をはじめ舞人・陪従以下諸官人らに祿が下賜される。以上の後朝儀を終えると一同下山し、往路と同じ列を組んで帰途につく。以上が寛治四年白河院石清水御幸の全容であるが、これは上皇自らが神前に詣でる点、及び御経供養がなされる点を除いて、天皇神社行幸と全く同じ次第であった。⁽¹⁰⁾

またこのときの御幸行列に目を移すと、行列の前方には左衛門府・左兵衛府、列の中ほどに位置する院の御車前後

には左右近衛府、そして後方には右兵衛府・右衛門府の官人がそれぞれに確認できる。¹¹⁾ こうした神社御幸への六衛府の参列は、院の行事に対する国家機構の関与を示す重要な点である。ここでの六衛府供奉については『後一條師通記』寛治四年十一月十三日条に「殿仰事云（中略）院御物詣、次将一人将監等可レ催也、」とみえ、御幸に先立ち撰政藤原師実から、その息子である師通（当時左近衛大将）に対して、次将・将監らの御幸供奉が言い渡されていることが確認できる。また石清水御幸の二日前には「治部卿参_二左仗_一、明後日上皇御幸、六府可_二供奉_一由、被_レ仰_二外記_一、」（「中右記」）とみえ、院近臣源俊明（治部卿）から外記を通じて内裏へ六衛府の動員が要請されている。¹²⁾

このように神社御幸への六衛府の供奉には、太政官制における正規の手続きが踏まえられた。当該期の白河院が、かかる動員を為し得た背景には、ときの撰政藤原師実の協力が想定される。なお六衛府の供奉以外にも、社頭儀には神祇官による神宝安置や、雅楽寮による奏楽など、朝廷の関与は行事の節々に見受けられる。¹³⁾ 寛治七年三月二十日に行われた白河院の春日御幸に至っては『扶桑略記』に「太上天皇参_二詣春日神社_一、関白并左大臣、右大臣、内大臣、納言、参議、文武百寮皆以供奉、其間過差不_レ可_二勝計_一」と記されており、行事が朝廷の総力を挙げて執り行われた盛大な祭儀であったことがうかがえる。

また神社御幸の翌朝に執り行われる後朝儀において、勅使に対して禄（女装束）が下賜されている点は重要である。「石清水御幸儀^{寛治四年}」には後朝儀について「次日、早旦供_二御手水・御粥等_一、又供_二御膳_一、次公卿以下各著座、差_レ膳、次公卿著_二御前座_一、^{給_レ衛}重_重、舞人・陪従参入歌舞、^{求_子}求_子、訖退、次召_二勅使参議_一給_レ禄、^{公卿別當}取_之、次給_二禄於舞人・陪従・諸衛官人以下衆人等_一、」とあり、次第の中に勅使への賜禄が明確に組み込まれている。また『中右記』寛治四年十一月条には「卅日、藏人頭右兵衛督雅俊為_二勅使_一被_レ参、給_レ禄、^{女裝束}束、」とみえ、白河院初度の石清水御幸において勅使を務めたのが、堀河天皇の藏人頭源雅俊であったことが確認できる。¹⁴⁾

もとより上皇ないし女院の遠出に際しては、天皇から旅先の院に対して勅使が遣わされる慣例が存在した。多くの場合、勅使は天皇からの御書を携えて参向し、院の返事を受けて帰洛した。また、勅使は基本的に院の立出に遅れて発遣されるため、大抵の場合は御幸先での諸行事（奉幣・御経供養など）を終えたところに到着した⁽¹⁵⁾。先に見た白河院神社御幸の後朝儀における勅使への賜祿は、こうした従来の慣例を儀式化し、次第に組み込んだものと推察される。これにより神社御幸における天皇の協力もまた明確なところとなろう。

初度の石清水御幸が催された翌寛治五年の二月十一日には日吉御幸が行われるが、この折には参議藤原公定が勅使に任じられていた。⁽¹⁶⁾『江記』の記述をみると、日吉御幸の三日前には「八日、丁酉、（中略）次参内裏、明後日院可レ御幸於日吉社」、参議一人公定、八（六）衛府将佐頭助以下各任先例、可参仕一事、召外記清真、於膝突被レ仰、とあり、先に見た六衛府動員の手続きと同様、勅使発遣もまた外記を通じて要請された。

さて、こうした白河院神社御幸において勅使を務めた人物について聊か触れておきたい。寛治四年の石清水御幸に際して勅使を務めた源雅俊は、白河院の在位中その蔵人頭を務め、堀河天皇即位の折りにはその蔵人頭となり、かつ白河院庁別当となった人物である。寛治五年の日吉御幸で勅使に定められた藤原公定もまた白河天皇の蔵人頭となっており、堀河天皇即位前に参議に昇った人物である。このように、白河院神社御幸の後朝儀に於ける勅使には、いずれも白河院の蔵人として近侍した経験を持つなど、院と関わりの深い人物が任命されていた事が確認できる。また後朝儀に際して、あらかじめ定められた勅使が諸事情により遅参ないし不参であった場合には、社頭に参会した公卿から代役が立てられ、決して勅使賜祿が省略されることは無かった。⁽¹⁷⁾

以上述べてきたように、白河院の神社御幸における六衛府供奉・勅使発遣は、院庁から外記を介して太政官に要請されており、ここに行事に対する朝廷の関与が顕著となる。かつて実施された白河院の父、後三条院の石清水御幸は

『栄花物語』に「上達部、殿上人多くも参らせたまはず。睦ましく思しめす人々、さては遊びの方の人々をぞ率ておはしましける」と記されているように、その神社御幸が上皇の身近な人々のみを連れ立った物見遊山的な催しであった。一方、白河院初度の石清水御幸に参列した公卿は二十二人に及び、当時の公卿が総勢二十八人であったことから、留守官を除いて、そのほとんどが供奉していたことが知られる（『中右記』寛治四年十一月二十九日）。白河院は自らの神社御幸に、天皇・摂関をはじめ、朝廷の貴族らを余すところなく動員し、洛中の一大行事に仕立て上げたのである。¹⁸⁾

二、神社御幸の運営

天皇神社行幸に際しては、その運営機関となる行事所が設けられる。行事所の構成は上卿（納言）、宰相、弁、外記、史各一名と検非違使二名と定められており、その職務は行幸先となる神社の修復や御在所の造立。神社に奉獻する神宝類の準備や、費用調達のために諸国に課した料物の督促とその未進に対する処置など多岐にわたった。¹⁹⁾ かたや神社御幸において行事所が設置されることはないが、行事の准行幸化に伴い神社行幸に相当する準備を要したものと想定される。したがって、ここでは白河院神社御幸の運営体制、とくに御幸行事官や用途調達について、比較的詳細な史料を残す寛治五年（一〇九二）日吉御幸の例を中心に検討していきたい。

この時の行事官について、大江匡房の『江記』の記述を見ていくと装束行事・祿行事・神宝行事らの姿が確認できる。それぞれの担当者には装束行事に院別当源清長、祿行事に同じく別当高階為家、神宝行事に別当藤原師信が任じられており、いずれにおいても白河院別当が任官されていたことが確認できる。ここでの清長は「御装束国可_レ有_レ便之故」に抜擢されている。²⁰⁾ また祿行事高階為家と神宝行事藤原師信ら両名はともに院司受領であり、祿物ないし神

室の調進が主な職務となる行事官への彼らの任官は、偏にその経済力を期待しての事であろう。

この日吉御幸ではこのほかに供養する御経や御幸先に設営する頓宮の準備を担当した院判官代藤原行実、当日の舞人も務めた院藏人高階為行などといった院司行事官が確認できる。また行事検非違使も二人居り、彼らは御幸当日に使用する道の点検や、仮橋の建設などに従事していた。そして当時左大弁であった大江匡房もまた、白河院、関白師実、天台座主それぞれのもとに頻繁に院司らを派遣し、各々の意見・要求を取り次ぐ作業に忙殺されていた。なおこの時作成された日吉御幸式も匡房の手によるものである。

また、こうした行事官のほか、神社御幸で御幣持を担当したのも院司ないし院殿上人に限られていた。「石清水御幸儀寛治四年」によると、用意された御幣は三捧であり、その御幣持として非参議別当三人が割り当てられている。御幣は社頭において非参議別当より公卿別当（上卿）を経て白河院に渡され、その御捧を終えた後に再び公卿別当から社司に付される次第であった。寛治七年三月二十日に行われた春日御幸際には『中右記』寛治七年三月二十日条に「御社前庭昇二居神宝二、於二御所中二有二御捧一、金銀御幣中納言中将捧レ之立、院司公卿之中氏人此間皆以退二下宿所一、仍俄以二中納言中将一、為二院別当二由、源大納言宣下、仍被レ勤二此役一也、於二御社前二不慮之慶、是神徳之所レ致歟」とみえ、春日御幸における御幣持は院司の中でもとくに氏人の担当するべきところであったが、該当者がいづれも不在であったため、急遽、藤原忠実（中納言中将）が白河院の命を受けて院別当となり、御幣持を務めたことが知られる。このように神社御幸において祭儀に携わる事が許される者は院司に限られていた。

一方、舞人についてみると、寛治七年の春日御幸の折に舞人選ばれた藤原知信・源惟清両名は、当時堀河天皇の六位藏人であったが「已上六位二人、雖レ為二大内藏人一、依レ為二院殿上人一、所レ被レ入也」とあるように、院殿上人であることが舞人選ばれた理由となっている（『中右記』寛治七年三月二十日）。このことから舞人の選定におい

ても、院司ないし院殿上人の中から定められていたことは明らかであろう。白河院の神社御幸では行事官をはじめ、御幣持・舞人に至るまで、全て院庁職員らがこれを務めたのである。

また神社御幸では行事官に対する勸賞は無く、それゆえに院司の中には複数回にわたり行事官を任される者もあった。⁽²¹⁾ 一方で社司に対する勸賞は行われており、寛治五年日吉御幸に於ける社司勸賞について、『江記』二月十一条に

被_レ仰_二社司勸賞事_一、(先是院以_二師信朝臣_一為_レ使、被_レ申_二殿下_一、到_二賀治井御宿所_一申_レ之、往_二反三度_一、座主又令_二顯季朝臣申_一云、座主勸賞之外、以_二修理别当円誉_一、可_レ被_レ任_二法橋_一、又前唐院可_レ被_レ置_二阿闍梨六人_一、又以_二弟子僧範増_一、可_レ被_レ任_二威儀師_一之、然而御幸時、不_レ可_レ過_二於僧一人、俗官一人_一由、被_レ仰歟)

(一) 内は本文割書]

とみえ、天台座主から白河院に対し、座主良真への勸賞に加え、円誉・範増らの加階が望まれたが、院は御幸での勸賞は社僧・社司各一名に限るとし、結局、良真に対する賞のみとなった。なお社僧のいない賀茂社に於いては、上下両社の社司各一人に勸賞がなされている。

当時は堀河天皇の行幸賞もあり、加えての御幸賞であったから、その内容の如何によっては大いに社内秩序の統制に混乱を招く恐れがあった。ゆえにかかる制限が設けられたのであろう。白河院はかつてその在位中、石清水賀茂両社行幸を年中行事化した^{〔行_二幸八幡宮_一、当今年之事也、左兵衛無佐〕}が、その折には「行_二幸八幡宮_一以下并宮寺司無_二勸賞_一、」とあるように、勸賞を無くすなどして加階を制限している(『為房卿記』承暦三年三月二十二日)。

続いて御幸用途の調達について検討していきたい。寛治五年一月二十九日、翌月に予定している日吉御幸に向けて雑事定めが院御所で催された。その折に陪従下襲を周防国に、勅使に下賜する女装束を備前国に、そして僧綱らに与える褂を甲斐国に課すことが定められた(『江記』寛治五年一月二十九日)。とくに陪従下襲については

又陪従下襲本宛^二於丹後國^一、而遷^二物於播磨^一、而今日定文似^三宛播磨^一、予申^二上其由^一、左府被^レ申云、有^二何事^一哉、殿下仰云、定文面頗可^レ見苦^一、但周防守宛^二何事^一哉、申云、御厩舍人装束^{不入定}、殿下仰云、可^レ改^二宛周防^一、内々沙汰父子間可^レ無^二殊相違^一、仍宛改、

とあるように、所課先を丹後国から播磨国に移すが、そこからさらに周防国へと改められている。この時の播磨国司は院別当藤原師信であるが、師信は御幸定前日に丹後守から播磨守に転任している。この事からすれば、陪従下襲はもともと師信に課す事が予定されていたのであろう。一方の周防国司は院判官代藤原経忠であり、史料に「父子」とみえるよう、経忠は播磨守師信の息子であった。ここで師実（殿下）が所課先を周防に改めた理由については定かではない。この日吉御幸で師信が神宝行事であった事に因るものであるうか。何れにせよ陪従下襲は院司受領に課された次第であった。

また僧綱料の掛を課された甲斐守藤原為隆は、のちに白河院別当となった藤原為房の息子である。為隆は寛治五年八月に淡路国司に転任するが、寛治七年の日吉御幸の折にも御幸祿料となる掛の調進を任されている。⁽²²⁾その他に舞人・陪従の装束については、雑事定めに際して舞人と同じ人数の「可^レ献^二摺袴^一一人々」が定められ、寛治五年日吉御幸の折には左大臣源俊房をはじめとする公卿ら十人がこれを献上している（『江記』寛治五年二月十日）。

このように史料上からは諸国所課の適用とも見て取れる御幸料だが、その実、個人に対して課されていた事がうかがい知れる。⁽²³⁾そして、ここでの個人とは藤原季綱や為隆に見られるような白河院に近い受領であり、また舞人装束の調進については左大臣源俊房のような、かつて白河天皇の蔵人を務めた公卿達がこれを負担した。⁽²⁴⁾したがって、ここの御幸用途は、院に近侍した貴族達の奉仕により賄われていたものと結論付けられる。

以上述べてきたように、白河院神社御幸の行事官・舞人・祭儀の所役等はいずれも院司ないし院殿上人が務めると

ころであり、行事の運営に関しては院庁内部で完結していた。またその用途調達は白河院に近侍する公卿及び受領らの奉仕の上に成り立っており、院の人脈に拠るところであった。⁽²⁵⁾しかし斯様なまでに院周辺で御幸雑事が処理されるにも関わらず、ひとたび御幸当日を迎えるや、藤原摂関家をはじめ、朝廷諸貴族の参列や六衛府及び勅使の供奉に確認されるように、朝廷の大部分を動員した行事となる。このように白河院の神社御幸とは、その運営を見れば院庁を主体として行われた院の行事であり、その祭儀を見れば国家儀礼の様相を呈した、私的儀礼の公祭化を象徴する祭儀であったと言える。

三、神社御幸の目的

白河院はその在位中に石清水賀茂行幸を年中行事化したことで知られるが、この年中行事としての二社行幸は次代堀河朝に継承されることはなかった。一方で退位した白河院は、寛治四年十月二十八日に御幸雑事定を催すが、そこでは「八幡并賀茂御物詣事」についての審議がなされた（『後二條師通記』）。このことから白河院が石清水・賀茂の両社を殊に意識していた事は疑いない。

この御幸定めの翌月に石清水御幸が行われるが、賀茂御幸の方は院の不予により延引されることとなる。院の不予を廻り、十二社奉幣がなされるが、このうち石清水八幡宮告文には

日吉、

辞別天申給ハク申久、去年社頭尔可参詣由乎令申給へ、而自然延怠せり、今度御葉に依天、其咎を占求むるに、良方の大神乃崇と占申せり、若遅久令参詣給ふ尔依豆、有咎崇か、殊畏懼り給ふ、仍天明年二月十七日尔必御願ラ可令遂果り、然則

早久加冥助^天、御惱^を除^き、厄会^を転給^と申給^と申、

〔大日本古文書（家わけ第四）石清水文書之一〕

とみえ、ここでの不予が日吉（良方）の大神の祟りによるものであり、予定されていた日吉御幸の遅延がその原因とされている。この告文から寛治四年当初に白河院が構想した神社御幸先が、石清水・賀茂・日吉の三社であったことが知られる。また白河院の讓位から崩御に至るまでの四十三年間に行われた神社御幸は、管見の限りでは石清水十二度、賀茂七度、日吉五度、春日一度に及ぶ。⁽²⁶⁾ こうした参詣度数からも白河院の信仰が石清水・賀茂の両社に日吉を加えた三社を中心としていた事は明らかである。⁽²⁷⁾

石清水・賀茂両社は言わずと知れた皇統護持・鎮護国家を司る由緒ある社であるが、とくに石清水八幡宮に関して後三条朝から白河朝にかけて、石清水放生会の公祭化や「宗廟」の語の適用により、急速にその權威を高めていた。⁽²⁸⁾ また日吉社も後三条・白河両朝にかけて、日吉祭の公祭化や二十二社への加列、そして行幸先となる十社の内に定められるなど、神祇制度のなかに積極的に組み込まれつつあった。⁽²⁹⁾ このように白河院の御幸先とされた三社は、当時の朝廷から極めて重要視されていた神社であったと言える。

次に神社御幸での祈願内容について検討したい。御幸の社頭儀に際し、院は自ら神前に御拝し祈念するため、本来ならその祈願内容は知り得ない。しかし、時により告文が残された事例が少なからず存在する。以下、告文から白河院の御願の内容が明確となる御幸を二例紹介したい。

まずは永久元年（一一三）の石清水御幸をとり上げたい。この年の九月二日、鳥羽天皇の御惱により、予定されていた宮中の諸行事が停止された。五日に藤原忠実が参内したところ、いまだ鳥羽天皇は病床にあり、忠実はその原因を探るために御卜を行わせた。その結果、天皇の御惱が神の祟りによるものである事が判明し、忠実は源顕通を上

卿として、すぐさま石清水・賀茂・大原野・日吉・祇園へ幣使を發遣した（『殿曆』）。しかし、幣使發遣から二日後も鳥羽天皇は回復せず、白河院自らが祈請するところとなり、院別当源雅俊を奉行として、白河院庁より石清水・賀茂の二社へと幣使が發遣された（『長秋記』永久元年九月七日）。

この折、石清水八幡宮に奏上された白河院告文に次のような文言が見られる。

（前略）爰去六月の比^二宮寺^二有怪異^と所司言上^{せり}公家驚聞^食天、令卜求之處^二、神事違例^二依^天、口舌病事可慎御^と申^シ（前略）
情廻^{セリ}叡慮^二、逃宝籙^レ擺俗塵^給と云^止慈恵を不知^寸、幼主を扶持奉給^ふ間、如此の咎徵も非無其畏^寸、就中近日
聖主不^尔予^寸御坐^寸、転禍^天除病給^ハむ事^ハ、厚^キ御助^尔可在^とと所念行^天む（中略）又為報賽^尔太上法皇躬自可參詣
給^ハ、此旨^乎且照察給^天、御願成就給^と、恐^美恐^美申給^ハく申、

（『大日本古文書（家わけ第四）石清水文書之一』）

この年の六月に石清水八幡宮にて怪異があつた。当時御卜を行わせたところ「神事違例」のため「口舌病」を慎むよう告げられる。ここに白河院は、皇位を退き、仏門に入った身でありながら、幼い鳥羽天皇を擁して政治に口出しする自身の振る舞いこそが「口舌病」であり、それが今度の鳥羽天皇不^尔予^寸の遠因であつたと思料する。そして鳥羽天皇の病氣平癒を願ひ、報賽としての石清水御幸を約束する。かくして奉幣がなされた後の十六日には鳥羽天皇の病も癒え、その一ヶ月後の十月十六日には白河院により石清水御幸が行われた（『殿曆』永久元年十月一六日）。

続いて天治元年（一一二四）の石清水御幸についてみていくと、白河院は石清水に御幸するも自らは男山の麓に留まり、上卿をして神前に告文を奏上させている。なお院の登山が無かつた理由については告文に「但今度^ハ筋力已^ニ疲^天、不能登山^寸、」とあるように、院自身が老齡により登山に耐えられなかつたことが原因であつた。⁽³⁰⁾この時の告文には

(前略) 就中今年之曆重厄可慎^シ、災孽^乎未兆^爾拂^ひ、遐算^を長生^爾令保給^へ、又中宮^ハ仙院^ニ養長^天、后園^爾備給^{へり}、其
身有娠^天誕期彌近^シ、平安^ニ產生^豆繼副益廣^{らむ}とも、大菩薩^ノ廣^キ御助、厚^キ御恵^ニ可在^{なり}と、所念^天な(以下略)

(「大日本古文書(家わけ第四) 石清水文書之一」)

とみえ、この御幸が白河院重厄の厄除け及び中宮藤原璋子の安産祈願のために行われたことが知られる。以上の二例は、それぞれ鳥羽天皇病氣平癒の報賽、および中宮藤原彰子の安産を祈願したものであり、言うなれば八幡神に白河院自身の皇統護持を祈願するための御幸であった。かかる皇統護持の祈願は従来、神社行幸によってなされていたものであり、ここに行幸・御幸両行事の継承面が垣間見られる。⁽³¹⁾

また神社御幸が神社の怪異、神の崇りに対応する形で行われていた点も注目される。怪異出現への対処は、従来奉幣・臨時祭・神社行幸などの天皇直轄祭祀によりなされてきた。⁽³²⁾ここに怪異への対応策として神社御幸が加わったことは、院による神祇秩序への進出として大きな意味を持ったと考えられる。ただし先の永久元年鳥羽院不予の事例において、藤原忠実らによる奉幣と白河院による奉幣がそれぞれに行われていたことから明らかのように、朝廷の対処と院庁の対応とは明確に区別されるため、なお一考を要する問題である。

さて、白河院の八幡神に対する信仰は告文中にも「在位之間、毎年臨幸^豆奉仰^こ歲月多廻^れ、而雖逃宝錄^も、雖入禪門^も、猶抽匪石^天、屢參社壇^りせ」と見えるように、その参詣度数からも明らかである。ただし、先に述べた通り、石清水行幸の年中行事化は白河在位中のみ見られることであり、次代堀河朝には継承されなかった(「保安五年白河法皇御告文」⁽³³⁾)。それに対し、神社御幸は次世代において如何なる展開を見せたのか、この点について聊か触れておきたい。

白河院はその晩年、鳥羽院を伴い石清水に御幸する。⁽³⁴⁾なかでも大治四年(一二二九)の両院御幸では「入夜參着御、

白河院神社御幸の運営体制(平泉)

先有^一三奉幣^二、本院金銀御幣、右衛門督実行卿取^レ之奉、新院、新中納言雅定卿奉、被^レ進^三神室^二、両院御馬一疋被^レ奉、廻^三神殿^二八度、事了則還御、とあるように、白河・鳥羽両院が神前において、それぞれに奉幣及び神馬献進を行っていたことが確認され、ともに祭祀の主役であったことが知られる（『中右記』大治四年正月二十一日）。斯様な祭祀から明らかなように、大治四年の両院石清水御幸は当代の主たる白河院と、その後継者である鳥羽院との共同の祭祀であった。

また白河院崩御の後の天承元年（一一三一）八月には鳥羽院の石清水・賀茂御幸日時が勘申され、翌月には八幡御幸定が催されるが、この御幸雑事定ではしばしば「寛治」の例、すなわち白河院初度の石清水御幸を前例として審議がなされた（『長秋記』天承元年九月十日）。ここでの石清水賀茂御幸は、治天の君の代替わり儀礼として行われたのであろう。先代白河院初度の御幸例が重視された背景にはかかる認識が存在したものと考える³⁵。さらに続く後白河院初度の石清水御幸では、ここでの「天承例」が踏襲された（『石清水皇年代記』）。このように白河院の形作った神社御幸儀は、院政期を通じて治天の君により継承されていくこととなる。

おわりに

以上、白河院神社御幸についての基礎的な考察に終始したが、以下本稿にて明らかとした点をまとめておく。白河院神社御幸はその開始当初より、天皇神社行幸を規範として行われており、六衛府及び勅使の御幸供奉からも明らかにように、天皇・撰関の協力を経て実現された。御幸当日には撰関家をはじめとする貴族の大部分が参列し、後朝儀には勅使賜祿が行われるなど、朝廷を挙げての祭礼であった。ただしその運営は院庁が主体となっており、御幸用途

調達も白河院に近侍する公卿ないし受領らの奉仕により賄われるなど、白河院の人脈に依存する形で成立していた。

こうした白河院神社御幸の主たる目的は皇統護持の祈願や報賽、あるいは神社の崇りに対する鎮謝であった。これらは従来天皇の御願祭祀である神社行幸により果たされた祈願であり、白河院の神社御幸はそうした神社行幸の役割を継承したものと評価できる。しかし、いかに行幸の祭儀を模し、その機能を継承した御幸儀を治天の君が展開しようとも、依然として天皇神社行幸は行われ続けた。院政期を通して神社行幸・御幸が併存したことから、両行事の役割が異なっていたことは明らかである。両行事の機能的差異については、御幸の考察に留まる本稿では説明し得ないため場を改めて論じたい。

さて、鳥羽院初度の石清水賀茂御幸は、治天の君の代始め儀礼として行われ、以後定着し継承されていくが、その基礎は白河院政期に成立した。天皇という立場から解放された院が、天皇に比してあらゆる面において自由であった事は、神社御幸での神前御拝や仏事からも明らかである。しかし、そうしたなかに、新たな秩序の形成が進められた事実もまた見直していく必要があるのではないだろうか。

注

(1) 御幸・行幸の区別について『統古事談』臣節に「仙院の渡御をば御行と云、帝皇の御成をば行幸と云也。」とみえる。また「御行」「御幸」の語について同節に「世のすゑまには、上皇の御ゆき、みな勸賞あり。されば幸の字用るも、義たがはざる事也。」とあり、院政期に入り神社御幸等で勸賞を伴うようになってから変化したものとされている。

(2) 岡田荘司『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年。初出は一九九一年。

(3) 社頭における天皇の神祇不拝については、八代国治氏が「天皇と神社の祭神」(『國史叢説』所収、吉川弘文館、一九二五年。

白河院神社御幸の運営体制(平泉)

初出は一九一八年。において言及されている。八代氏はこれを天皇が「現御神」であり、諸々の神々を従属せしめる立場にあった事に由来すると指摘する。ここでの岡田氏の主張は、八代説に対する反論として提起された。

(4) 今谷明編『王権と神祇』（思文閣出版、二〇〇二年）

(5) このほか神社行幸の展開と政治史とのリンクを指摘した大村拓夫氏の「行幸・御幸の展開」（『中世京都首都論』吉川弘文館、二〇〇六年。初出は一九九四年）がある。大村氏は一二世紀段階の御幸と、一三世紀以降の御幸とを区別されており、とくに後者を神社行幸の継承行事として捉えられている。

(6) 上皇の神社御幸の初見は円融院の永祿元年石清水御幸に求められ、白河院の父である後三条院もまた石清水へと御幸している。しかし大江匡房の『江家次第』に記される神社御幸儀は寛治四年の白河院石清水御幸及び同七年日吉御幸であり、このことから御幸式次第の基礎自体は白河院政期に確立されたものと考ええる。

(7) 『中右記』寛治四年十一月二十九日条には「是片舞欲_レ在、依_二日高_一無_二此儀_一也」とみえ、ここでの片舞（求子）が時間の都合により省略されたことが記されている。

(8) この石清水御幸では白河院が石清水に奉獻する神宝とは別に、媼子内親王の用意した神宝があり、院御所では白河院の「神宝渡」に続いて内親王の「神宝渡」が行われている（『中右記』）。このことから院の御幸に供奉する内親王もまた願主であったものと考えられる。

(9) 両段再拝については『北山抄』『四方拝事』に「本朝之風、四度拝_レ神、謂_二之_一両段再拝」。本是再拝也。而為_レ異_二三宝及庶人_一、四度拝_レ之、仍称_二両段_一也。」とみえ、神祇に対して四度にわたり拝礼を行う所作であったことが知られる。

(10) 天皇石清水行幸に際しては仏事である諷誦が行われる。このことに関しては『中右記』に「以_二但馬守_一（藤原家保）被_二尋仰_一云、来月二日可_レ御_二幸_一八幡也、而雖_レ不_レ行_二佛事_一、於_二御誦經_一者可_レ有_二事歟_一、如何、予（藤原宗忠）申云、雖_レ無_二佛

事「必可_レ候也、行幸之時必有_二御誦經_一彼寺之習也」(元永元年2月二十四日条)とみえ、行幸での誦誦が石清水八幡宮のみ
にみられる慣習であるとされている。

- (11) 『中右記』寛治四年十一月二十九日条には石清水御幸の行列について「路頭先神宝、舞人、左衛門府、_二員、左兵衛府、_二員、侍従代諸大夫廿八人、鷹、次公卿、左大臣以下廿九人、次左右近陣御隨身等、次御車、御車副褐冠、左近中将宗通朝臣、右近中将仲実朝臣候_二御車左右_一、鬨腕、弓箭、二位中将、_{経実}候_二御車後_一、院司殿上人、四位二人、五位一人、六位一人、唐尾、同候_二御後_一、_{巡方}兵衛尉為俊帶_二胡籙_一同候、_{布衣}次陪従、次右兵衛府、_二員、次右衛門府、_二員、_二員」とあり、かかる院の行列の後ろに内親王、摂政らが続いたことが記されている。

- (12) 遠藤基郎氏は「平安中後期の家産制的儀礼と朝廷諸部局の動員」(五味文彦編『中世の空間を読む』所収、吉川弘文館、一九九五年)において、御幸での外記による諸衛府動員は、元慶三年(八七九)清和太上天皇御幸の折に成立し、上皇の専権が確立した院政期以降であっても、すでに確立した手続きからは自由でなかったと指摘する。

- (13) 寛治七年三月二十日の春日御幸について『中右記』に「(御禊)事了神祇官人等昇_二神宝_一入_二御社_一、」とみえるように、本社に移動する際には神祇官人が神宝を運び、所定の場所(御社前庭)に安置した。

- (14) 源雅俊が参議へと昇進するのは石清水御幸の翌年となる寛治五年の正月である(『公卿補任』)。「江家次第」には「勅使参議」とあるが、厳密には『中右記』にもある通り藏人頭右兵衛督である。

- (15) 遠出の院に対して勅使が派遣される慣例については、古くは延喜七年十月の宇多院熊野御幸に際し、醍醐天皇より勅使が遣わされた事例がある(『扶桑略記』)。また長元四年九月に行われた上東門院の石清水・住吉・天王寺御幸(『小右記』)や、延久五年二月に行われた後三條院の石清水・住吉・天王寺御幸(『榮花物語』)では、勅使らが天皇からの御書を携えていた。

- (16) なお『江記』寛治五年二月十二日条に「抑勅使参議公定不参、仍忽以_レ予被_レ為_二勅使_一、」とあるように、この時の日吉御幸

白河院神社御幸の運営体制(平泉)

後朝儀に公定は姿をみせず、急遽、大江匡房が勅使を務めた。

- (17) 神社御幸後朝儀での勅使不参に際し、その代理を務めた人物には大江匡房（寛治五年二月十一日、日吉御幸）、藤原宗通（寛治七年三月二十日、春日御幸）、藤原仲実（寛治七年十月三日、日吉御幸）らが挙げられる。なお寛治五年及び寛治七年の日吉御幸に於いて勅使に定められていた藤原公定は、何れにおいても後朝儀には不参であった。このことについて匡房は日記に「大略依_レ逃_レ此役一歟、殊不_レ聞事也」と記している（『江記』寛治七年十月三日条）。

- (18) ただし寛治四年正月の白河院熊野御幸については准行幸化が適用されず、同年十一月の石清水御幸以後の賀茂・日吉御幸においては専ら石清水の例が重んじられた。故に院の熊野御幸は、本稿で扱うところの神社御幸とは一線を画す行事であったと考えられる。

- (19) 行幸行事所については土田直鎮氏「上卿について」（『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年）、佐々木宗雄氏「十一世紀の政務執行と王権」（『日本王朝国家論』名著出版、一九九四年、初出は一九九〇年）、佐古愛巳氏「平安中・後期における勲賞の一考察——神社行幸を素材として——」（『古代文化』第五四卷第八号、二〇〇二年）を参照。

- (20) 清長は寛治四年の石清水御幸の折に「社頭御装束行事院別当清長朝臣」（『中右記』）とみえるように、その職掌には御幸先となる神社での祭場舗設も含まれていた。また、この清長は寛治七年の春日御幸、同年日吉御幸に於いても同様に装束行事を務めている。

- (21) 院司の加階については、大村拓生氏により当該期の朝覲行幸に際する勲賞が、院司らの昇進手段として機能していたことが指摘されている（『大村氏前掲論文註（5）』）。

- (22) 被_二院宣_一云、来十月三日、日吉御幸祿料、白樹四領、美麗可_二調進_一之由、宜_二仰遣_一者、院宣如_レ此、殊悉_レ之、以状、八月廿九日 左大弁大江匡房_奉

- (23) 院の諸国所課については佐々木宗雄氏「王朝国家の行体系」〔日本王朝国家論〕名著出版、一九九四年)、遠藤基郎氏「撰閑家・上皇・皇族による諸国所課」〔中世王権と王朝儀礼〕東京大学出版、二〇〇八年。初出は一九九〇年)を参照
- (24) 寛治五年日吉御幸にて女装束を献進した備前守藤原季綱は、応徳三年(一〇八六)の白河院讓位の折に、院に鳥羽の領地(ちの鳥羽殿)を進上した事で知られる(『百鍊抄』)。
- (25) 石清水御幸に限っては、院の宿院および饗膳については宮寺がこれを用意した。嘉承元年(一一〇六)の御幸に際しては「院御所宿院、舗設装束光清儲之、二階厨子、御視筥等置之者、所々饗饌、停宮寺儲一支配諸国、然而光清皆以勤仕、殿下并内府御宿所、円賢 儲之、」とみえ、宮寺の儲けを免除し、諸国に課す事としたが、石清水側はこれを固辞した事が知られる。(『永昌記』嘉承元年七月二十七日)
- (26) 寛治七年の春日御幸は、前年の金峯山御幸の折に、春日大明神の崇りに触れたことに由来する(『春日社行幸歴代記』)。
- (27) 宮地直一氏は「白河上皇の御幸 下」(『熊野三山の史的研究』國民信仰研究所、一九五四年)において、白河院の御幸の度数を石清水二十五度とされているが、大治三年(一一二八)石清水御幸での一切経供養願文には「拝觀之儀、前後相并二十五度」とあり、これに翌年の石清水御幸を加えると、その度数は計二十六度となる。在位中の行幸は承保二年(一〇七五)御代始行幸にはじまり、応徳三年(一〇八六)の讓位に至るまで、その度数は十度を数える。以上から白河院の石清水御幸は十六度あったと考えられる。
- (28) 八幡に対する「宗廟」の語の使用については吉原浩人氏「八幡神に対する「宗廟」の呼称をめぐって ―大江匡房の活動を中心に―(中野幡能編『八幡信仰事典』戎光祥出版、二〇〇二年)を参照。

- (29) 当該期の日吉社については岡田莊司氏前掲論文及び同「二十二社の成立と公祭祀」(『平安時代の国家と祭祀』続群書類聚完
成会、一九九四年、初出は一九九二年)を参照
- (30) 男山登山が大変な労力を要したことは寛治四年石清水御幸の折に藤原師通が「依_レ不堪_ニ徒歩_ニ不_レ登」と自身の日記に残し
ている事からも窺がえる(『後二條師通記』。嘉承元年(一一〇六)七月二十七日、白河院出家後初度の石清水御幸でも登山
は無く、上卿を遣わして告文を奏上させている(『中右記』)。石清水本宮に至る道中はよほど険しかったのであろう、天永二
年(一一一一)の石清水御幸にて、白河院は男山登山に手輿を用いるの新例を開いた(『殿曆』天永二年二月二十八日)。
- (31) 天皇神社行幸における皇統護持の祈願については八馬朱代氏「円融天皇と石清水八幡宮」(『日本歴史第六八四号、二〇〇五年)
同「一条・後一条天皇の石清水行幸について——長徳・長保・長元時の特徴——」(『史叢第七四号、二〇〇六年)を参照
- (32) 神社の怪異と朝廷の対処については上島亨氏「中世宗教支配秩序の形成」(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、
二〇一〇年。初出は二〇〇一年)を参照。
- (33) ただし後の近衛朝や二条朝など、再度石清水行幸が年中行事化された事例も存在する。
- (34) それぞれ大治三年正月二十日、同年十月二十一日、翌大治四年正月一九日に行われている(『石清水八幡宮史 第七輯』)。
- (35) 治天の君による代始めの神社御幸については白根靖大氏による指摘がある。白根氏は「中世前期の治天について」(『中世の
王朝社会と院政』吉川弘文館、二〇〇〇年。初出は一九九四年)において、かかる代始め御幸の成立時期を後鳥羽院政期に
求められているが、そうした意識はすでに鳥羽院政期よりあったものと考えられる。